

○国土交通省告示第百号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第二項第二号イの規定に基づき、同号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。
なお、建設業法施行令第三十六条第二項第二号イ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽一嘉

				前技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行
林業	流体工学	熱工学	農業土木	前技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行
林業・林産	流体機器	熱・動力エネルギー機器	農業農村工学	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行